

(案)

## 建設工事請負契約書

- 工事名 施設機器整備
- 工事場所 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27  
印西地区衛生組合衛生センター
- 工期 自 令和 8 年 月 日  
至 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 請負代金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契約保証金 準用する栄町財務規則（平成 9 年栄町規則第 4 号）による

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

住所 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27  
発注者 印西地区衛生組合  
氏名 管理者 橋本 浩

住所  
受注者  
氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次に各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知等)

- 第7条 受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせたときは、発注者に対して千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項に規定する下請業者選定通知書を提出しなければならない。ただし、発注者との請負金額が2,500万円未満の場合は、この限りでない。
- 2 前項の届出事項に変更があったとき、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。
  - 3 発注者は、受注者に対し工事の適切な確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。)の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行し、当該事実を確認できる書類を受注者が発注者に提出したときはこの限りでない。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(下請負人等の対する受注者の義務)

- 第9条 受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。
- 2 受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、その下請負人に対し、受注者から請け負った工事を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。
  - 3 受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは工事材料代金等の支払いを遅延しないよう、工事代金の支払等に際し適切な措置を講じなければならない。
  - 4 受注者の下請負人がその請け負った工事の一部を更に第三者に請け負わせようとするときは、受注者は、当該下請負人に対し第1項及び前項の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第11条 発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（3）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第12条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合は専任の主任技術者又は監理技術者とする。以下同じ。）

（3）監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の場合において監理技術者が兼務する場合に限る。）

（4）専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない

ない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第14条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
  - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第15条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
  - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第16条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第17条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
  - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
  - 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
  - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
  - 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第18条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置に期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第19条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求

したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受

注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第23条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第24条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第26条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第28条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負

代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 全2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

#### （一般的損害）

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第32条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- 第31条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者いずれかの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第33条 発注者は、第10条、第17条、第19条から第22条まで、第24条、第25条、第28条から第30条まで、前条又は第36条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければなら

ない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

第34条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

第35条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第36条 発注者は、第34条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第37条 削除

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

#### (第三者による代理受領)

第45条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第35条の規定による支払をしなければならない。

#### 第46条 削除

(契約不適合責任)

第47条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第50条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第47条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 発注者、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

## 第52条 削除

（受注者の催告による解除権）

第53条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第54条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第21条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第22条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第55条 第53条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第56条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が発注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当な期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を復旧若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第53条又は第54条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第49条又は第50条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1) 第49条又は第50条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
    - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
  - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
  - 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第10条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）において定められた率（第60条第2項において「遅延利息の率」という。）の割合で計算した額とする。
  - 6 第2項の場合（第50条第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に係る違約金等）

- 第58条 受注者は、第50条第2項各号のいずれかに該当し、この契約が解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 受注者は、第50条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第50条第2項第1号において、排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が認める場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 第1項又は第2項の場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。
- 5 受注者が第1項に規定する違約金又は第2項に規定する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第10条第1項の規定に基づき、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（賃金不払等に関する勧告）

- 第59条 発注者は、受注者の下請負人が当該工事に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、受注者に対して支払を遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払すること、その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 発注者は、受注者の下請負人が当該工事の施工に関し、他人に損害を加えた場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して当該他人が受けた損害につき、適切と認められる金額を立替払すること、その他の適切な措置等を講ずることを勧告することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第60条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注

者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第53条又は第54条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第35条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第10条第1項の規定に基づき、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第61条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第34条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第62条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第63条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第64条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第65条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第66条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

**第1** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託業務従事者への周知及び監督)

**第3** 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、当該業務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止等)

**第4** 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (持ち出しの禁止)

**第5** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を発注者が指定した場所で行うものとし、個人情報が記録された資料等を当該場所から持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

**第6** 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (個人情報の目的外利用・提供の禁止)

**第7** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務の目的以外の目的のために当該業務に係る個人情報を内部で利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

**第8** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

**第9** 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては自ら行うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いを伴う業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、再委託先の名称、再委託が必要な理由、再委託する業務の内容、再委託先に対する管理及び監督の方法その他発注者が必要と認める事項を明らかにした書面を発注者に提出し、前項の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による再委託を行った場合には、再委託先にこの契約により受注者が負う一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先による個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の規定による再委託を行った場合には、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

#### **(資料等の返還等)**

**第10** 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、この契約による業務の完了後、直ちにそれらを発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### **(調査、指示等)**

**第11** 発注者は、この契約による業務を処理するための受注者による個人情報の取扱いの態様について随時調査し、又は受注者に対し、必要な指示を行い、若しくは必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### **(事故発生時における報告)**

**第12** 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(契約の解除及び損害賠償)**

- 第13** 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
  - 3 受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。





# 設 計 書

(単位：円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	材料費						
①	高圧温水洗浄装置						協栄工業(株)製
	ヒーター用フランジパッキン	80A	2	枚			
②	油脂分離機・汚泥脱水機整備						
②-1	油脂分離機						
	底部点検口パッキン		1	枚			
②-2	汚泥脱水機						
	底部点検口パッキン		1	枚			
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑤	ワーマンポンプ類						
⑤-1	No.1,2 限外ろ過膜循環ポンプ						3-2C2AH E0 V/L 5VCM
	OリングS	NBR C109	4	個			
	OリングI	NBR C064	2	個			
	接手パッキンI	CR C060	2	個			
	接手パッキンD	CR C132	2	個			
	エキスペラーリングシール	CR 122	2	個			
	FPLインサートシール	CR C125	2	個			
	シール	NBR C090	6	個			
	軸スリーブ	PD1 C075	2	個			
	エキスペラー	AF	2	個			
	Vベルト	5V-850	4	本			
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑤	ワーマンポンプ類						
⑤-2	No.1 凝集ろ過膜循環ポンプ						3-2SCB E0 R/L 4V0R 80D
	シールワッシャE	CF	2	個			
	シールワッシャI	CF	1	個			
	シール止めリング	IIR	1	個			
	シール	CR	4	個			
	軸スリーブAS	D-20	1	個			
	エキスペラー	NR	1	個			
	エキスペラーリングE	NR60Y	1	台分			
	羽根車80D	NR70	1	枚			
	カバープレートライナー	NR70	1	枚			
	フレームプレートライナー	NR70	1	枚			
	軸受けスリーブB	SS400	2	個			
	シム0. 2	ポリ	2	枚			
	シム0. 25	ポリ	2	枚			
	シム0. 3	ポリ	2	枚			
	ボールベアリング		1	個			
	軸受けスリーブ用Oリング	NBR	1	個			
	Vベルト	B53(red)	2	本			
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				



# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑨	脱臭設備						
⑨-1	アルカリ触媒洗浄塔交換部品						
	触媒用木炭(pH調整品)	PVCケース入り PH調整済	4	ケース			セイコー化工機(株)製
		⑨-1の計					
⑨-2	高・中・低濃度脱臭ファン部品	FTB401BH-RH1-B	1	台分			セイコー化工機(株)製
	Vベルト	B-88(赤)	2	本			
	ファンベアリング	#6310	1	個			
	ファンベアリング	#6308	1	個			
	ギヤボックス軸受け	#6310	1	個			
	ギヤボックス軸受け	#6308	1	個			
		⑨-2の計					
⑨-3	極低濃度脱臭ファン部品	FTF403-RH1-S	1	台分			セイコー化工機(株)製
	Vベルト	B-100(赤)	2	本			
	ファンベアリング	#6312	1	個			
	ファンベアリング	#6310	1	個			
		⑨-3の計					
		⑨の合計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単位 : 円 )

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑩	電気計装設備						
⑩-1	水質計機器整備						
	DO計センサー	EL7536L型	1	本			東亜DKK(株)製
	ORP計センサー	EL6491-10F	1	本			"
	凝集混和槽PH計センサー	EL5600-10F	1	本			"
	中和槽PH計センサー	EL5600-10F	1	本			"
	アルカリ触媒用PH計電極	EL5600-10F	1	本			"
	セラミック充填式洗浄塔用PH電極	EL5610-5F(ホルダー交換)	1	本	/	/	組合支給品
	深層反応槽pH計センサー	CP-200用 6155-100B	1	本			(株)堀場アドバンステクノ製
	残塩計センサー I	CA-1202-3RY	1	本	/	/	組合支給品
	残塩計センサー II	CS-12CTPT	1	本	/	/	組合支給品
	残塩計センサー内部液	EL-12W	1	本			"
	ORP計センサー内部液	3.3M 塩化カリウム溶液500ml	2	本			
	ORP計センサー標準液	500ml	1	本			
	pH計センサー内部液	3.3M 塩化カリウム溶液500ml	4	本			
	pH計センサー校正液	pH4、500ml	2	本			
	pH計センサー校正液	pH7、500ml	2	本			
	DO計センサー校正薬	亜硫酸ナトリウム	1	本	/	/	組合支給品
		⑩-1の計					
⑩-2	バルブ・オイル						
	バタフライ弁10k-40A ワンタッチコネクタ付	アクチュエーター 700Z-7E-40A	2	個			物品納入
	オイル	日立ベビコン用純正オイル 4L	1	個			物品納入
<b>設 計 書 用 紙</b>			<b>印 西 地 区 衛 生 組 合</b>				



# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	労務費						
①	①前処理設備整備費						温水洗浄装置
	温水タンク内簡易清掃費	ヒーター取外し薬液洗浄含む	1	台			
		①の計					
②	油脂分離機・汚泥脱水機整備						
②-1	油脂分離機						
	底部点検清掃		1	式			
	試運転調整費		1	式			
②-2	汚泥脱水機						
	底部点検清掃		1	台			
	試運転調整費		1	台			
		②の計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

(単位：円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
③	コンベア整備						
③-1	No.1油脂コンベア						
	調整費	テンション調整・軸受清掃	1	台			
③-2	No.1汚泥コンベア						
	調整費	テンション調整・軸受清掃	1	台			
		③の計					
④	ワーマンポンプ整備						
④-1	No.1,2限外濾過膜循環ポンプ						
	分解組立調整費		2	台			
④-2	No.1,2凝集濾過膜循環ポンプ						
	分解組立調整費	NO.1整備	1	台			
	"	NO.2整備	1	台			
		④の計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				



# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑥	水質計器類整備費						
⑥-1	センサー交換及び校正費		9	台			
⑦	生物処理設備整備						
⑦-1	熱交換器整備費						
	汚泥側高圧洗浄点検		1	式			
		3 労務費の計	1	式			
4	廃材処分費		1	式			
		直接工事費計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

(単位:円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5	共通仮設費						
	準備費		1	式			
	運搬費		1	式			
	仮設費		1	式			
	技術管理費		1	式			
	安全費		1	式			
		5 共通仮設費の計					
		据付純工事費計					
6	据付間接費						
	据付工間接費		1	式			
	現場管理費		1	式			
		6 据付間接費の計					
		工事原価					
7	一般管理費		1	式			
		7 一般管理費の計					
		工事価格					
<b>設 計 書 用 紙</b>			<b>印 西 地 区 衛 生 組 合</b>				

# 施 設 機 器 整 備

## 発 注 仕 様 書

令和8年4月

印西地区衛生組合

本仕様書は、印西地区衛生組合（以下「発注者」という。）が発注する施設機器整備に係る工事内容を示すものである。

## I. 工事概要

1. 目的 温水洗浄機、汚泥処理設備機器、各種ポンプ類、脱臭設備（脱臭ファン・葉液洗浄塔）、生物反応槽の温度を調整する熱交換器並びに計装機器類等（以下「施設機器」という。）の整備を実施することにより、衛生センターの処理機能を適正に維持・管理し、安定した処理水を保つことが本工事の目的である。
2. 工事名称 施設機器整備
3. 工事場所 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27  
印西地区衛生組合衛生センター
4. 工期 令和 8 年 4 月 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
5. 工事箇所 印西地区衛生組合衛生センター内

## II. 施設機器整備

1. 施工内容 施工箇所及び施設機器は以下のとおりである。

(1) 高圧温水洗浄装置（簡易点検清掃）	・ 共栄工業製
(2) 油脂分離機（多重円盤脱水機）（点検整備）	・ IHI 製
(3) 汚泥脱水機（多重円盤脱水機）（点検整備）	・ IHI 製
(4) ワーマンポンプ類（点検整備）	・ 太平洋機工製
(5) 脱臭設備（清掃・点検整備） （アルカリ触媒洗浄塔・セラミック充填式洗浄塔）	・ 横井工業製、扶桑建設工業製
(6) 脱臭ファン（高中低濃度用、極低濃度用）	・ セイコー化工機製
(7) 電気計装設備（DO, ORP, pH の交換校正）	・ 東亜 DKK、堀場アドバンス製他
2. 主材料 主材料は設計書に示すとおりである。

## Ⅲ. 設計施工方針

### 1. 適用範囲

本仕様書は、施設機器の整備（以下「工事」という。）に適用するものである。なお、基本的内容について定めるものであり、工事の目的達成のため、本仕様書に明記されていない事項であっても、工事の目的達成のために必要な装置等、又は工事施工上当然必要と思われるものについては、発注者の承諾を得て、工事受注者（以下「受注者」という。）の負担で施工しなければならない。但し、当該事項が発注者の責任により発生したものであるときはこの限りでない。

### 2. 変更

- 1) 発注者の指示等により変更する場合を除き、工事の内容について、変更は認めないものとする。
- 2) 本仕様書に適合しない箇所が発見された場合や施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、本仕様書に示された性能を下回らない限度において、発注者の承諾を受けた上で、受注者の負担にて改善・変更を行うものとする。
- 3) 工事内容の部分的変更を必要とする場合には、施設の機能が下回らない限度において、発注者の指示又は承諾を得て変更することができる。この場合は受注金額の増減は行わない。

### 3. 疑義

本仕様書及び設計書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者で協議の上で定めるものとする。

### 4. 材料及び機器

#### 4.1 使用材料規格

- 1) 使用材料及び機器は、全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。その際、発注者が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。
- 2) 物品等の購入に際しては、できる限り環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律による。）を選択するように努めること。
- 3) 本仕様書で要求する機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 4) 竣工後の維持管理における材料・機器等については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

#### 4.2 使用材質

- 1) 有機物の生物分解に伴う腐食性のある条件下及び酸、アルカリ等の腐食性条件下で使用される材料については、それぞれ耐食、耐酸、耐アルカリ性等を考慮した材料を使用すること。
- 2) 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものを使用すること。

#### 4.3 使用材料・機器の統一

- 1) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性に配慮すること。

- 2) 原則として、事前にメーカーのリストを発注者に提出し、承諾を受けること。
- 3) 材料・機器類のメーカーの選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。
- 4) 省エネルギータイプの機器、照明器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器を優先的に使用すること。

## 5. 立会検査及び試験

工事に使用する主要機器・材料の検査及び試験は、下記により行う。なお、受注者は、契約後に工場検査対象製品一覧表を発注者に提出し、検査対象品の決定を受けるものとする。

### 1) 立会検査及び試験

指定主要機器・材料の検査及び試験は、発注者が指名する監督職員（以下「監督職員」という。）立会いのもとで行う。但し、発注者が特に認めた場合には、受注者が提出する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

### 2) 検査及び試験の方法

検査及び試験は、予め発注者の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行う。

### 3) 検査及び試験の省略

公的機関又はこれに準じる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

### 4) 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これらに要する経費は受注者の負担とする。また、工事内容により関係官庁等への許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、当該手続きは受注者の経費負担により代行するものとする。

## 6. 工事の中止

受注者が、工事の施工に際し発注者の指示に従わない場合は、工事の一部又は全部を中止させることができる。この場合において、発注者に損害が生じた時は受注者に対して、その違約金を請求することができる。

また、受注者の責に帰さない事由により工事の一部又は全部を中止させざるを得ない場合において、受注者に生ずる損害については発注者の負担とする。

上記損害に対する各負担金額については、発注者と受注者双方の協議により決定する。

## 7. 指示及び監督

受注者は、工事を実施するにあたり当該契約に基づき、監督職員と連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

## 8. 試運転

1) 本仕様書でいう試運転とは、施設内に設置する凝集限外ろ過膜装置及びその他の機器類等の据付工事等の完了後に行う空運転から水運転、実負荷運転、引渡しのための性能試験運転までとする。

2) 試運転は工事期間内に行うものとし、試運転期間については協議により決定する。

3) 試運転は、現場の状況等を勘案した上で、受注者が発注者とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、発注者と受注者が立会の上で実施する。

4) 試運転の実施において支障が生じた場合は、発注者が現場の状況を判断し指示する。

5) 受注者は試運転期間中の運転日誌と試運転報告書を作成し、提出すること。

6) この期間に行われる調整及び点検には原則として発注者の立会を要し、発見された補

修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を発注者に報告すること。なお、発注者の指示する項目については、受注者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、補修着手前に発注者の承諾を受けること。

## 9. 運転指導

- 1) 受注者は、施設に配置される発注者の職員（運転委託職員を含む。）に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取り扱い（点検業務を含む。）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。なお、教育指導計画書等はあらかじめ受注者が作成し、発注者の承諾を受けること。
- 2) 施設の運転指導は試運転期間中に行うことが原則であるが、試運転期間前であっても教育指導を行う必要が生じた場合、または教育指導を行うことがより効果的と判断される場合には、発注者と受注者の協議の上、実施することができる。

## 10. 管理責任

引渡完了までの諸設備の管理責任は受注者側に帰属するものとし、引渡完了（部分引渡を含む。）以降は発注者に帰属するものとする。

### 11. 保証

発注者の検査終了後、その結果に基づき受注者より施設機器の引渡しを受ける。この場合の保証の内容及び保証の条件は、下記のとおりとする。

- 1) 保証期間  
引渡しを受けた設備機器の保証期間は、引渡し後1年間とし、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修、改造若しくは取替を行わなければならない。但し、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。
- 2) 検査前に当初設計数量の消耗部品の不足が生じたときは、受注者が責任をもって負担する。  
また、引渡し後の通常運転における消耗品及びこれらの交換、点検作業等の費用については、発注者が負担する。

### 12. 記録写真

工事写真は各工程ごとに順をおって施工前・施工中・施工完了後の区分により撮影し、撮影場所、年月日がわかるものとし、発注者の指定する方法で提出すること。

### 13. 工事内容

工事内容は、設計書に示すとおりである。

### 14. 注意事項

- 1) 受注者は、工事において、今後、施設の運転に支障をきたす恐れのある破損等が発見された場合は、速やかに発注者に報告を行うこと。
- 2) 受注者は、工事遂行にあたり、安全衛生管理に十分留意すること。
- 3) 受注者は、工事完了時に清掃を行い本施設の美化に努めること。
- 4) 受注者は、発注者が当該工事に必要と認めた書類は、速やかに提出すること。
- 5) 受注者は、廃材処分にあたり現地確認をし、確認時の現場の写真を撮影し、発注者に提出すること。
- 6) 受注者は、廃材処分にあたり、産業廃棄物管理票（写）を発注者に提出すること。

## 15. 工事完了責任の範囲

- 1) 受注者は、工事完了後において、受注者の責に帰すべき事由による不備が発見された場合は、速やかに手直しをしなければならない。

# IV. 設計施工要領

## 1. 施工範囲

施工範囲は以下のとおりとする。ただし、3) 本工事に係る作業にあつては、III . 設計施工方針の13. 工事内容に示す内容と同じである。

- 1) 仮設及び養生作業
- 2) 材料搬入作業
- 3) 本工事に係る作業
- 4) 試運転及び調整
- 5) 廃材処分
- 6) 仮設撤去・清掃作業

## 2. 提供物件

工事において発注者が受注者に提供する物件は次のとおりである。

- 1) 工事用電気 (100V・200V)
- 2) 工事用用水 (地下水)
- 3) 車輜及び機材設置場所
- 4) 休憩場所及びトイレ

※喫煙について、施設内は全面禁煙 休憩所・トイレも同様。

## 3. 現場代理人の選任

受注者は、本工事が円滑に進行するよう、現場代理人を選任し、工事実施時に工事場所に常駐させること。

ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事することを発注者が認める場合はこの限りでない。

なお、現場代理人は、契約単位で配置する必要がある、原則として兼務を認めない。

現場代理人の主な任務は次のとおりである。

- 1) 関係法規及び発注仕様書、監督職員の指導事項について周知徹底を図る。
- 2) 安全及び工程管理のため、監督職員との常時連絡を保つこと。
- 3) 工事の円滑な進行、災害の防止及び工事場所の整理・整頓・秩序の維持に努めること。

## 4. 材料受け入れ保管

- 1) 使用材料の受け入れ

受注者は、搬入された材料の品名、数量を確認し、破損したものや誤って搬入された材料は直ちに識別し、積み分けを行うこと。

- 2) 保管基準

受注者は、施工現場で仮置きする場合は風雨に晒されないようにする。(シート、テント等で養生すること。)

- 3) 不適合品の処置

受注者は、搬入された材料のうち、不適合品があった場合には、工事に支障がないよう

に受注者の責任において対応すること。

## 5. 施工準備

### 1) 施工範囲の確認

現場代理人は、施工図面及び施工要領書等を事前に確認し、不明な点や問題点は、監督職員と十分協議を行うこと。

### 2) 施工用機械器具及び工具の準備と確認

受注者は、その責任において、施工用機械器具の性能検査並びに工具類の性能及び数量の確認を行うこと。

## V. 作業及び工程

### 1. 作業

1) 受注者は、工事施工計画を十分に検討し、各作業に遺漏のないように現場代理人に管理させること。

2) 現場代理人は、作業手順について各作業員に十分に熟知徹底させること。

### 2. 工程

1) 現場代理人は、監督職員と打ち合わせを事前に行い、工事内容を十分に把握したうえで、各作業開始から終了時までの工程管理を行うこと。

2) 現場代理人は、工程不調の場合は、直ちに原因を究明し、監督職員に内容を報告するとともに、速やかに各作業の工程調整を行うこと。

## VI. 工事車輛

### 1. 機材搬入車輛

現場代理人は、機材搬入車輛等について監督職員の指示に基づき運行管理を行うこと。

### 2. 連絡、通勤車輛

連絡及び通勤車輛は、監督職員の指定した場所に駐車しなければならない。

また、車輛事故等を未然に防ぐように留意すること。

## VII. 安全管理

### 1. 安全管理の基本方針

本工事の実施に当たり、関係法規、監督職員の指示を遵守し、現場組織を定め、作業員末端まで周知徹底した安全管理の確立を図ること。

### 2. 安全管理組織

受注者は、本工事の実施に当たって、安全衛生責任者を選任し、工事場所の安全管理に当たらせること。

安全衛生責任者の主な任務は、次に掲げるとおりとする。

1) 現場を巡視し、不安全状態、不安全行動等の災害発生要因を未然に排除するよう指示、指導を行うこと。

- 2) 使用機材、工具、特殊作業については、安全計画を具体化し、その周知徹底を図ること。
- 3) 使用機材の保守点検を実施し、安全を推進すること。
- 4) 単独作業の禁止を徹底させること。
- 5) 作業員の健康状態を把握するとともに、当該工事について関係者と綿密な協議を行い、事故及び労働災害を未然に防ぐため作業員に安全に関する指示及び指導を行い、周知徹底させること。

## VIII. 安全対策

### 1. 安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生法及び消防法等の関係法令の規定を遵守し、設備の運転、点検、掃等の作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全・衛生対策に十分配慮しなければならない。

### 2. 労働安全衛生教育の実施

受注者は、本工事に従事する各作業員に対して、労働安全衛生教育を実施すること。

### 3. 工事に伴う公害発生の防止

受注者は、本工事における振動、騒音、粉塵等の工事公害については、関係法規、諸規則を遵守し、衛生センター施設周辺住民及び組合職員に対し十分に配慮し、現場及び周辺の環境保全に努めること。

## IX. 災害・事故発生時の対応

本工事实施中に、災害・事故が発生した場合の対応は次のとおりとする。

- 1) 発見者又は本工事に従事していた工事従事者は、要救助者がいる場合には直ちに近くの発注者の職員、他の工事従事者、搬入業者等に応援を求めるとともに、現場代理人に報告すること。
- 2) 報告を受けた現場代理人は、直ちに監督職員と連絡をとり、災害・事故の状況に応じて、消防署、警察署等への連絡を行うこと。
- 4) 現場代理人は、当該災害・事故の発生原因、経過及び被害状況について調査を行い、速やかに発注者に報告すること。